

「令和8年度内閣府等のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築及び保守」意見招請結果に対する回答

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
1	意見	O1_調達仕様書	9	6	2	ス	1	<p>【書類上の記載】 打合せ等の議事録は、打合せ後、翌営業日以内に受注者にて作成・提示し、その後担当職員の承認を得ることとし、その他当庁との確認事項のやり取りについても、受注者にて文書に記録し、担当職員の承認を得ること。</p> <p>【意見】 打合せ等の議事録について、作成・提示期間を3営業日以内へ緩和していただきたい。</p>	貴庁との認識齟齬を減らし、円滑なプロジェクト遂行に繋げるため3営業日は確保頂きたい。 (打合せ実施時間が18:00以降での開催となる場合、翌営業日提出までのリードタイムが短いため、議事録の品質を担保することは困難であると考えております。)	ご指摘を踏まえ、記載を修正します。
2	意見	O1_調達仕様書	14	6	3	ク(ア)	1	<p>【書類上の記載】 受注者は、会議終了後結論や双方の課題をまとめた議事録を翌営業日中に作成し、担当部署の承認を受けること。</p> <p>【意見】 報告会議事録について、作成・提示期間を3営業日以内へ緩和していただきたい。</p>	貴庁との認識齟齬を減らし、円滑なプロジェクト遂行に繋げるため3営業日は確保頂きたい。 (打合せ実施時間が18:00以降での開催となる場合、翌営業日提出までのリードタイムが短いため、議事録の品質を担保することは困難であると考えております。)	ご指摘を踏まえ、記載を修正します。
3	意見	O2_別添資料1. 要件定義書	2	1	5	-	4	<p>【書類上の記載】 別紙1で示す拠点情報は令和7年9月現在の情報であり、今後、拠点の統廃合や接続方法が契約期間中において変更される可能性がある。これらの変更については、本契約内で対応することとし、未確定要素がある場合は、その要素に限り省いて考慮すること。例えば、移転先住所が未定で、定めがない場合、機材など移動に伴う経費は省く。他方、移転先規模が同等であれば、その他の経費については、部屋数、機器構成なども同等を想定して、経費を想定すること。当庁は、予期できない変更・保守経費に対して、応札時の見積単価を根拠として協議することを想定している点に留意すること。また、契約期間中において、大規模な拠点の統廃合や接続変更が発生する場合は、当庁と対応について協議を行うこと。</p> <p>【意見】 入札公告が出る際に、判明している統廃合や移転計画などの情報を閲覧資料に記載していただきたい。</p>	現在判明している計画を元に拠点情報を整理し、工事工数や必要な経費を明確にするため。	入札公告時に判明している情報については、閲覧資料に記載いたします。
4	意見	O2_別添資料1. 要件定義書	4	2	3	ア	1	<p>【書類上の記載】 オーバーレイ上に、専用網相当たる複数の独立した経路表を取り扱えるIPv4/IPv6ルーティング機能及び複数のVIDに対応した仮想イーサネット回線を構成可能とし(中略)</p> <p>【意見】以下の機能を追加いただきたい。 「複数拠点でVPNを使用し相互接続を行い、回線終端においてIPv4/IPv6ルーティング機能を提供すること。」</p>	想定機材ではメッシュまたは通信経路を暗号化した上でハブ&スポーク構成の仮想ネットワーク(VPN)上に別のVPNを複数作成し、仮想的なトンネルを提供することで要件に記載済の仮想イーサネットサービスとIPv4/IPv6ルーティングを統合したネットワークを提供することが可能なため。	検討の結果、原案のとおりといたします。
5	意見	O2_別添資料1. 要件定義書	4	2	3	ア	1	<p>【書類上の記載】 本システムの機能性を活用して、別紙1に記載された内閣府等の各拠点とGSSDC・本省間において、仮想イーサネット回線を構築し、地方拠点等—GSSDC間に内部ネットワーク(LAN)を構成するものとする。</p> <p>【意見】 以下の文言の追記をお願いしたい。 本システムの機能性を活用して、別紙1に記載された内閣府等の各拠点とGSSDC・本省間において、仮想イーサネット回線あるいはL3ネットワークを構築し、地方拠点等—GSSDC間に内部ネットワーク(LAN)を構成するものとする。</p>	既存の内閣府GSS-LANでは拠点-DC間がL3ネットワークであるため。	検討の結果、原案のとおりといたします。
6	意見	O2_別添資料1. 要件定義書	4	2	3	イ	3	<p>【書類上の記載】 オーバーレイ集約機器は、全国網サービスの東日本地域及び西日本地域の各地域単位で整備され、各地域のGSSDCへオーバーレイ拠点機器からのアンダーレイ通信を集約化し、各拠点—拠点地域を収容するGSSDC間にオーバーレイネットワークを構成できること。</p> <p>【意見】 以下の文言の追記をお願いしたい。 「オーバーレイ集約機器は、全国網サービスの東日本地域及び西日本地域の各地域単位で整備され、各地域のGSSDCへオーバーレイ拠点機器からのアンダーレイ通信を集約化し、各拠点—拠点地域を収容するGSSDC間にL3オーバーレイネットワークを構成できること。」</p>	オーバーレイ集約機器からGSS-NWと相互接続を行う場合には、東京(TYO8)と大阪(OSA2)の2拠点からLayer2によるGSS-NW接続となり、GSS-NWを介したLayer2ループが発生することが想定されるため。	検討の結果、原案のとおりといたします。
7	意見	O2_別添資料1. 要件定義書	4	2	3	ア	3	<p>【書類上の記載】 別紙1に記載された内閣府等の各拠点とGSSDC・本省間において、仮想イーサネット回線を構築し、地方拠点等—GSSDC間に内部ネットワーク(LAN)を構成するものとする。</p> <p>【意見】 以下の文言の追記をお願いしたい。 別紙1に記載された内閣府等の各拠点とGSSDC・本省間において、仮想イーサネット回線あるいはL3ネットワークを構築し、地方拠点等—GSSDC間に内部ネットワーク(LAN)を構成するものとする。</p>	既存の内閣府GSS-LANでは拠点-DC間がL3ネットワークであるため。	検討の結果、原案のとおりといたします。
8	意見	O2_別添資料1. 要件定義書	11	2	4	ウ	4	<p>【書類上の記載】 また、各省庁が既存のネットワークにGSSでは整備を行わない各種個別のシステム(以下「個別システム」という。)が整備されている。既存ネットワークに接続されている個別システムは、GSS-NWに移行後もその接続を行えるように整備する必要がある。個別システムの接続については、当庁が別紙1にて指示する場所に24ポートスイッチ(SW)を冗長化して、基幹部に接続し配置すること。また、個別システムを当該スイッチに接続する作業は、各省庁によって実施されることに留意すること。</p> <p>【意見】 別紙1_拠点一覧を確認すると、想定個別システム接続ポート数が0となっているため、こちらのスイッチの用意は不要の認識の為、文章の修正をお願いしたい。</p>	今回の要件でスイッチを準備すると貴庁の必要予算が増加すると考えております。そのため、機器を不要とすることで貴庁の必要予算が削減できると考えるため。	ご指摘を踏まえ、記載を修正します。
9	意見	O2_別添資料1. 要件定義書	15	2	4	エ(ホ)C	1	<p>【資料上の記載】 C EntralIDにて認証したユーザーに対して発行されたトークンをGraphAPI等にて継続的アクセス評価(以下CAEとする)し、トークンの失効が生じた場合は、ユーザーに紐づく端末に対して、IPv4及びIPv6アクセス制御の実施、及び、APが有線LAN(レイヤー2)へのブリッジ先VLAN番号の変更を実施できること。</p> <p>【意見】 CAE機能を利用したトークン失効確認方式を推奨要件とし、同方式の提案が困難な場合は、マイクロソフト社が定義するPRTトークン無効4要件、もしくはOIDCによるリフレッシュトークン等の状態をGraphAPI等にて継続的に確認し、いずれかが失効した際に同等の通信制御を実施することを要件に追加いただきたい。</p>	幅広い製品選定と、要件の明確化のため。	ご指摘を踏まえ、記載を修正します。
10	意見	O2_別添資料1. 要件定義書	15	2	4	エ(ホ)D	1	<p>【資料上の記載】 D 接続中のデバイスに紐づくIntune Device IDによるコンプライアンス準拠をGraph APIやNAC API等にて継続的にチェックし、非準拠・準拠の状況に応じて、IPv4及びIPv6アクセス制御の実施、及びAPが有線LAN(レイヤー2)へのブリッジ先VLAN番号の変更を実施できること。</p> <p>【意見】 コンプライアンス準拠の確認については、Intune Device IDを利用したIntuneとの直接連携に加え、Entra ID Device IDを利用したEntra IDを介した確認も可能であり、Graph API等を用いて継続的にチェックすることを前提に、両方式を対象とすることを要件に追加いただきたい。</p>	幅広い製品選定と、要件の明確化のため。	検討の結果、原案のとおりといたします。

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
11	意見	O2_別添資料1_要件定義書	15	2	4	エ(ホ)E	1	【資料上の記載】 E 前項における「継続的にチェック」とは、以下のように定める要件をみだすこととする 1) 項 C において、CAE により発生するイベントに応じて、アクセストークンが失効した場合、以下の目標以内に追従できること。 5 分以内(推奨) 15 分以内(必須) 【意見】 継続的なチェックに関する要件については、CAEによるイベント検知に限定せず、トークンの失効や無効化に関する複数の条件を対象とすることで、一定の追従目標を満たすことを要件に追加いただきたい。	幅広い製品選定と、要件の明確化のため。	ご指摘を踏まえ、記載を修正します。
12	意見	O2_別添資料1_要件定義書	17	2	6	ア	1	【書類上の記載】 有線LAN部を構成する機器を収容するために、すべての拠点において原則、新たにラックを設置する必要がある。 【意見】 「すべての拠点において原則、新たにラックを設置する必要がある。」と記載がございますが、調達個数を明確化することで費用低減を図ることが可能であるため、閲覧資料で必要個数を明示いただきたい。	調達個数を明確化することで費用低減が見込まれるため。	想定するネットワーク機器数を参考に提案をお願いします。
13	意見	O2_別添資料1_要件定義書	17	2	6	キ	2	【書類上の記載】 各拠点のフロアレイアウト等については閲覧資料を参照すること。また、今後、各拠点内のレイアウト等は変更される可能性があるため、APの設置位置、情報コンセント位置、ラック位置等については、移動の可能性を考慮して、数メートルのケーブル余長配慮や設置位置配慮をしなければならない。なお、拠点内の大規模なレイアウト等変更が発生する場合は、当庁と対応について協議を行うこと。 【意見】 「拠点内の大規模なレイアウト等変更が発生する場合は、デジタル庁と対応について協議を行うこと。」と記載がありますが、規模に関わらず協議とさせていただきますため、「大規模な」の文言の削除をご検討いただきたい。	規模の大きさに限らず事前に協議を行わせていただくことで、状況に応じた適切な対応を行うため。	記載のとおりとします。できる限り閲覧資料にて提示する予定ですが、レイアウト変更の対応については、計画的に実施できるよう協議いたします。
14	意見	O3-1_別添資料1_拠点一覧	-	-	-	-	4	【意見】 既存GW機器の接続先情報(設置フロア、接続先/I/F種別)の分かる資料を資料閲覧時にご提示いただきたい。	より詳細に内容を把握して積算に反映させるため。	閲覧資料にて提示いたします。
15	意見	O3-1_別添資料1_拠点一覧	-	-	-	-	4	【意見】 利用可能な分電盤位置、回路番号とともにご準備いただける電源容量の上限について、資料閲覧時にご提示いただきたい。	より詳細に内容を把握して積算に反映させるため。	閲覧資料として準備することは難しいので、契約後、現地調査にてご確認ください。
16	意見	O3-1_別添資料1_拠点一覧	-	-	-	-	4	【意見】 有線LANの位置について、資料閲覧時にご提示いただきたい。	より詳細に内容を把握して積算に反映させるため。	閲覧資料として準備することは難しいので、契約後、指定事業者とご調整ください。
17	意見	O3-1_別添資料1_拠点一覧	1				4	【書類上の記載】 拠点番号1 : 「一部施工は指定事業者が行う。」 拠点番号5,6,7,8 : 「施工は指定事業者が行う。」 【意見】 ①拠点番号1について「一部施工は指定事業者が行う。」と記載がございますが、閲覧資料で指定事業者による施工が必要なエリアを明示いただきたい。 ②拠点番号5,6,7,8について「施工は指定事業者が行う。」と記載がございますが、共用部を含め、拠点内の全エリアで指定事業者による施工が必要か明確にしてください。 ③指定事業者との契約主体はデジタル庁様になるか、受注事業者になるか明確にしてください。	積算や体制に大きくかわかるため。	①②閲覧資料においてご確認ください。 ③契約主体は受注事業者となります。
18	意見	O4_別添資料2_SLA項目一覧	8	3	4	表3	1	【書類上の記載】 項番8 障害復旧時間 ネットワークシステム大規模障害 代替機交換による復旧時間: 整備拠点 24時間 以内 【意見】 整備拠点の大規模障害復旧時間のSLAについて72時間以内に緩和していただきたい。	予備機保管拠点および予備機の集約化により保守費用の低減が見込まれるため。	ご指摘を踏まえ、記載を修正します。
19	質問	O1_調達仕様書	16	6	4	イ	1	【書類上の記載】 システム保守に関する操作手順書(マニュアル)を作成し、管理者である当庁職員に対し教育・訓練を行うこと。また、必要に応じて内閣府等職員に対し現地保守作業対応の説明を行うこと。 【質問】 想定期間および回数、実施方法(対面/オンライン)をご教示いただけますでしょうか。	作業工数を明確にすることで、適切な積算が可能となるため。	本調達の進捗や品質の状況にもよりますので現時点においてお示しすることは困難です。
20	質問	O1_調達仕様書	22	7	3	オ	1	【書類上の記載】 閲覧資料を確認のうえ、必要に応じて、受注者は工事前に石綿調査を実施すること。調査の結果、石綿がある拠点については、適切な対策を講じたうえで工事を実施すること 【質問】 現地調査を円滑に進めるために、事前に拠点ごとの石綿の有無を把握したいと考えておりますが、貴庁より建築物石綿含有建材調査報告書及び建物の着工年数を閲覧資料として開示いただけますでしょうか。	作業工数を明確にすることで、適切な積算が可能となるため。	今般の整備対象となる各拠点において建築物石綿含有建材調査報告書はございません。石綿調査については各拠点において本受注内で調査いただけますようお願いいたします。
21	質問	O1_調達仕様書	25	7	6	ア(ト)	1	【書類上の記載】 保守期間終了時の廃棄処理は本調達に含まれない。 【質問】 撤去作業やデータ消去も含まれない認識でよろしいでしょうか。また、含まれない場合はどの事業者が撤去を行いますでしょうか。	作業工数を明確にすることで、適切な積算が可能となるため。	本調達においては、撤去作業やデータ消去は含まれておりません。保守期間終了時の対応については、別途調整する想定です。

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
22	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	1	1	2	-	1	【書類上の記載】 ア オーバーレイネットワークシステムを構築する機器 イ 省内ネットワークシステムを構築する機器 ウ 統合管理監視システムを構成する機器 エ 本調達における機器を設置及び稼働させるために必要となる部材 【質問】 ア オーバーレイネットワークシステムを構築する機器、ウ 統合管理監視システムを構成する機器と記載がありますが、既存の内閣府様のDC設備は利用しないということで認識は合いますでしょうか	調達範囲を明確にすることで、費用低減が見込まれるため。	ご認識のとおり、既存のDC設備（内閣府向けに整備しているア及びウ該当の機器）は利用しません。
23	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	4	2	3	イ	1	【書類上の記載】 (工) 拠点において全国網サービスやモバイルサービスの設備上サービスが供されない又は、供されたとて帯域や信頼性に問題がある場合、テレストリアルリンクより遅延の大きいLEO 衛星インターネットやIPVPN ベースによるMTU 制限の生じた回線等の代替サービスを利用する場合があります。したがって、オーバーレイ集約機器及びオーバーレイ拠点機器は、遅延やジッタ、低MTU 環境であっても動作することを想定すること。 【質問】 「LEO衛星インターネットやIPVPNベースによるMTU制限の生じた回線等の代替サービスを利用する場合があります。」と記載がありますが、オーバーレイ拠点機器でこれらの回線を終了しますでしょうか。また、終了場所を教えてください。	調達範囲を明確にすることで、適切な設計がおこなえるため。	オーバーレイ拠点機器で終了させるのではなく、本調達の範囲外のGSSDCの機器で終了する想定です。
24	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	8	2	3	オ(キ)	3	【書類上の記載】 アプリケーションごとに優先順位付けを設定できる機能を有することを推奨する。 【質問】 アプリケーションごとに優先順位付けを設定できる機能とは、アプリケーションを識別してWAN回線の選択やQoSによるトラフィック制御を実現したいということでしょうか。	アプリケーションごとに優先順位付けを設定できる機能が不明確であるため。	ご認識のとおりです。
25	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	8	2	3	オ(ク)	1	【書類上の記載】 総帯域幅の可用性を計算した上で動的にアプリケーションごとに帯域幅を制限できる機能を有することを推奨する。 【質問】 総帯域幅の可用性を計算した上で動的にアプリケーションごとに帯域幅を制限できる機能について、動的とはアプリケーション毎に固定帯域あるいはパーセントを定めたいと、空き帯域があれば回線速度の上限まで動的にトラフィック流量を変更するという事でしょうか。	総帯域幅の可用性を計算した上で動的にアプリケーションごとに帯域幅を制限できる機能が不明確であるため。	ご提案によることといたします。
26	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	9	2	4	イ(イ)	1	【書類上の記載】 受注者が設計を行う場合（項番（イ）が該当）で、中規模拠点・大規模拠点においては、APの単一障害や保守作業（機器の輪番アップデート）などにおいても、実効帯域の低下は受容するが、エリアの欠損が発生しないように設計し、積算すること。 【質問】 「エリア」の定義は「執務室等職員がGSS端末を使用して業務を遂行する場所」という認識でよろしいでしょうか。	調達範囲を明確にすることで、適切な積算が可能となるため。	ご認識のとおりです。
27	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	10	2	4	イ AP及びWLC部の 技術要件 (ク)	1	【書類上の記載】 APIは、標準APと高性能APの2種を定め、標準APでの整備を必須とし、利用密度が高いエリア等においては、高性能APの提案を推奨する。 【質問】 「利用密度が高い」と判断される基準についてご教示いただけますでしょうか。	「利用密度」の定義について明確にすることで、適切な積算が可能となるため。	ご指摘を踏まえ、記載を修正します。
28	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	12	2	4	ウ(イ)	1	【書類上の記載】 GSS-NW拠点GW機器の整備拠点における基幹部と拠点GW機器間の接続構成要件は以下の通り A（大規模拠点）：25Gbase-LR以上かつ冗長構成にて接続すること。なお、当庁は、拠点GW機器において、拠点GW機器からの25Gbase-LR以上を接続するためのモジュールを整備する。 B（中規模拠点）：10Gbase-LR以上かつ冗長構成にて接続すること。当庁は、拠点GW機器において、拠点GW機器からの10Gbase-LR以上を接続するためのモジュールを整備する。 C（小規模拠点）：1GBase-LX以上を2回線又は1GBase-LX以上とLTE回線の冗長接続で接続すること。当庁は、当庁機器において、2回線分のポートを提供する。具体的な回線種別及び接続方法については、当庁と相談の上、決定すること。 【意見】 Cにおける貴庁の機器に接続するモジュールの用意及び接続は貴庁にて実施いただく認識でおります。 上記モジュールは調達物品に含まれないため、弊社保守範囲外の認識でよろしいでしょうか。	調達範囲を明確にすることで、適切な積算が可能となるため。	モジュールの整備は、本調達の範囲外となりますが、モジュールへの接続は本調達の対象となります。
29	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	15	2	4	エ(ホ) F	1	【書類上の記載】 省内ネットワークに接続する端末を一元的に監視、トラブルシュート、レポートングを提供可能なシステムを提供すること。 【質問】 「省内ネットワークに接続する端末を一元的に監視、トラブルシュート、レポートングを提供可能なシステム」はISMAP認定クラウド上に構築してもよろしいでしょうか。	調達範囲を明確にすることで、適切な積算が可能となるため。	ご認識のとおりです。なお、ご指摘を踏まえ記載を修正いたします。
30	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	16	2	5	ア	1	【書類上の記載】 受注者は、本調達において導入した機器について、構成管理、稼働監視等を一元的にGSSDCから実施できる統合管理監視システムを提供すること。統合管理監視システムに求める要件は、以下の通り。 【質問】 統合管理監視システムにおける各種ログ等の保存期間をご教示いただけますでしょうか。 また、バックアップ頻度、世代、バックアップ先（遠隔地、オフライン等）の要件をご教示いただけますでしょうか。	要件を明確にすることで、適切な機器の選定が可能となるため。	契約期間中の運用に支障のないご提案をお願いいたします。
31	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	17	2	6	-	1	【書類上の記載】 本要件は、機器などやケーブル施工上の要件を定める。 【質問】 機器設置に必要な電源はご提供いただけるという認識でよろしいでしょうか。 • 電源は原則100Vの前提という認識でよろしいでしょうか。 • 電源工事は不要という認識でよろしいでしょうか。 • 電源冗長等が必要な場合には別途、ご提供、ご指示頂けるとの認識でよろしいでしょうか。 • その他電源にかかわる提供条件（電源系統数、コンセント口数等）をご教示いただけますでしょうか。	要件を明確にすることで、適切な設計および体制でのご提案ができるため。	要件定義書「4.3 設備現状や工事など」に記載のとおりです。

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
32	質問	O2_別添資料1_要件定義書	17	2	6	エ	1	<p>【書類上の記載】 工 設置されるラックは、当庁が許可する場合を除き、施錠可能なラックとすること。また、施錠に使用する鍵の複製には当庁の承認が必要であること。かつ親子カギ形式（親カギを用いて、子カギの施錠を開錠できること）に対応すること。有線LAN 整備に必要なLAN ケーブルは、AP—有線LAN 部、有線LAN 部におけるパッチコード、執務室内等、目的別に選んだケーブルカラーを選定できるようにすること。</p> <p>【質問】 LANケーブルの色の希望はありますでしょうか。</p>	要件を明確にすることで、適切な積算や部材の選定が可能となるため。	部局Aにおいては黒・桃から1色、部局Bにおいては緑1色での構築を希望します。
33	質問	O2_別添資料1_要件定義書	17	2	6	ク	1	<p>【書類上の記載】 受注者は、Wi-FiのAPにおいて、UTPケーブルの配架工事を含め、Wi-Fiでのアクセスを必要とする各執務室・会議室等に取り付け、設置場所において、端末等が、Wi-Fiにて業務を進める上で必要な品質を提供できていることを確認しなければならない。その確認手段は、受注者が整備する機器群の機能性などを考慮した上で手法を提案すること。</p> <p>【質問】 品質確認の際に「2.7その他」記載の「(ア) Microsoft 365 E5 ライセンスをもって、Intune MDM 管理下にある Windows 11 PC」(GSS端末と理解)を必要な台数貸与いただけますでしょうか。</p>	要件を正しく理解し、必要な設計、体制を提案するため。	当庁と協議のうえ、数台程度貸与する予定です。
34	質問	O2_別添資料1_要件定義書	20	3	3	-	1	<p>【書類上の記載】 保守範囲は、本調達において受注者が納入する機器及びこれらを接続する部材（物理ケーブル含む）等、システムを構成する全ての物品を対象とする。</p> <p>【質問】 「部材」について、以下の事項は他責事項として保守範囲外の認識でよろしいでしょうか。</p> <p>①天災、火災、盗難、故意または過失による損傷 ②第三者による不適切な取り扱いや改造、損傷 ③契約者以外の者による修理や改造 ④LANケーブルの敷設工事や新規設置</p>	調達範囲を明確にすることで、費用低減が見込まれるため。	本調達により納品したものに關しては、不可抗力である場合を除く通常の利用において、運用期間中は保守対象となる認識となります。
35	質問	O2_別添資料1_要件定義書	20	3	3	-	1	<p>【書類上の記載】 保守範囲は、本調達において受注者が納入する機器及びこれらを接続する部材（物理ケーブル含む）等、システムを構成する全ての物品を対象とする。</p> <p>【質問】 物理ケーブルに関して、全国規模であることや、他責での障害については、SLA対象外の認識でよろしいでしょうか。</p>	調達範囲を明確にすることで、適切な積算が可能となるため。	本調達により納品したものに關しては、不可抗力である場合を除く通常の利用において、運用期間中はSLA対象となる認識となります。
36	質問	O2_別添資料1_要件定義書	22	4	4	-	1	<p>【書類上の記載】 受注者は、質問などの当庁が運用・検証を必要とする上で必要となる支援業務として、納入日から一か月あたり8人日、1年相当、当庁が運用業務を実施する上で必要な作業（例：設定変更、機器追加時の検証など、技術スキルを要する作業を対象とする）が実施可能な体制を提供すること。なお、エンジニアの作業はリモートで実施することも可能とする。</p> <p>【質問】 支援対象作業において、緊急対応（例：即日対応）の要否を確認させていただけますでしょうか。</p>	調達範囲を明確にすることで、適切な積算が可能となるため。	ご提案によることといたします。
37	質問	O2_別添資料1_要件定義書	22	4	4	-	1	<p>【書類上の記載】 受注者は、質問などの当庁が運用・検証を必要とする上で必要となる支援業務として、納入日から一か月あたり8人日、1年相当、当庁が運用業務を実施する上で必要な作業（例：設定変更、機器追加時の検証など、技術スキルを要する作業を対象とする）が実施可能な体制を提供すること。なお、エンジニアの作業はリモートで実施することも可能とする。</p> <p>【質問】 「納入日」とはGSS運用事業者様による運用が開始する日のことを指している認識でよろしいでしょうか。</p>	調達範囲を明確にすることで、適切な積算が可能となるため。	ご認識のとおりです。
38	質問	O2_別添資料1_要件定義書	22	4	3	-	1	<p>【書類上の記載】 什器設置や電源、ケーブルの増設や改修（コア抜き・防火壁への穴開け等）が必要となる場合は、これを費用に含むこととし、その内容を事前に当庁と協議したうえで実施すること。なお、電源設備の増設や改修に当たっては、当該拠点の指定事業者等に作業を再委託する必要がある可能性等に留意し、予め当庁と協議の上、実施方法及び実施主体を決定・整理した上で、その他の増設・改修分を含め、その内容を示すこと。 また、設置場所に入室や既存設備などとの接続、取り付けなどに必要となる調整については、当庁がその責を負う。現地調査や情報開示を希望する場合は、当庁に問い合わせること。</p> <p>【質問】 1)有線LAN部を構成する機器は拠点によって、共用スペース（執務室やサーバ室・EPS 室・MDF 室等）に設置するケースがあると理解しております。この場合、他部署との調整や電源使用可否の判断が必要となる認識ですが、貴庁にて電源確保の対応及び電源設備を提供いただける認識でよろしいでしょうか。 2)指定事業者等に作業を再委託する必要がある可能性があるとのことですが、事前に指定事業者について情報提供いただけますでしょうか。</p>	要件を明確にすることで、適切な積算が可能となるため。	設置位置、立入調整については当庁で対応します。また、指定事業者については当庁から情報提供しますので、日程・作業調整については受注者により対応してください。
39	質問	O2_別添資料1_要件定義書	24	(付録A)	オ	(イ)A	1	<p>【書類上の記載】 利用可能な電力の上限は、合計4kVAまでである。なお、4kVAを超える場合は、1次系からの電力工事が必要となるため、現地調査を行い実現可能な提案を行うこと。 (中略) ラックでの消費電力は、4kVA以下でなければならない。この電力を超える場合は、当該DCの利用はできない点に留意すること。</p> <p>【質問】 1つ目の記載では4kVA超過に対して追加工事により利用できる余地がある旨の記述に対し、2つ目の記載では4kVA超過に対して利用不可である旨の記述となっております。 1つ目の記載「追加工事により利用」が正しい認識でよろしいでしょうか。</p>	要件を明確にすることで、適切な積算が可能となるため。	ご指摘を踏まえ、記載を修正します。
40	質問	O3-1_別添資料1_拠点一覧	-	-	-	-	1	<p>【質問】 現地作業において、穴あけや作業時間などに条件がある場合には、拠点一覧に情報をご記載いただけますでしょうか。</p>	要件を明確にすることで、適切な積算が可能となるため。	作業時間については、閲覧資料をご確認ください。穴あけにおいては、一部のエリアで指定事業者での対応となります。
41	質問	O3-2_別添資料1_別紙2_各拠点のネットワーク構成イメージ図	3	-	-	-	1	<p>【書類上の記載】 ◆拠点タイプ単独B: (主) 専用線+ (副) 専用線</p> <p>【質問】 ◆拠点タイプ単独B: (主) 専用線+ (副) 専用線の構成の場合のエッジスイッチについて、L3の機能を有する必要はありますでしょうか。</p>	要件を明確にすることで、適切な積算が可能となるため。	L3スイッチが必要です。また、ご指摘を踏まえ、記載を修正します。

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
42	質問	O4_別添資料2. SLA項目一覧	5	3	3	表2(3)	1	【書類上の記載】 提供されるべきサービスが機能不全となる障害 【質問】 (3) ネットワークシステム大規模障害の定義として、「提供されるべきサービスが機能不全となる障害」とありますが、東京と大阪で冗長化している場合、その両系故障の場合が該当すると考えてよろしいでしょうか。	要件を明確にすることで、適切な積算が可能となるため。	ご提案によりますが、サービスが提供できないのであれば、大規模障害となります。
43	質問	O4_別添資料2. SLA項目一覧	6	3	4	表3	1	【書類上の記載】 表3 サービスレベル目標値 項番8.ネットワークシステム大規模障害 目標値：1時間以内 【質問】 大規模障害の定義は「提供されるべきサービスが機能不全となる障害」となることから、基幹DC間冗長によるサービス継続がされる場合、本項目には抵触しない認識でよろしいでしょうか。	要件を明確にすることで、適切な積算が可能となるため。	ご指摘を踏まえ、記載を修正します。
44	意見	O2_別添資料1. 要件定義書	4	2	3	イ(エ)	3	【記載】 オーバーレイ集約機器及びオーバーレイ拠点機器は、遅延やジッタ、低 MTU 環境であっても動作することを想定すること 【意見】 回線環境に依存されるため、「オーバーレイ集約機器及びオーバーレイ拠点機器は、遅延やジッタ、低 MTU 環境の場合は、対応方法を協議とする」に修正検討をお願いします。	回線環境に依存となるため	検討の結果、原案のとおりといたします。
45	意見	O2_別添資料1. 要件定義書	8	2	3	オ(エ)	3	【記載】 アンダーレイ側の MTU に応じて、オーバーレイ側の TCP 通信について、MSS コントロールやバスマTU ディスカバリ等を機器において制御することによりオーバーレイ上の通信性能の低下やフラグメント発生を抑制する機能を有すること 【意見】 小規模拠点に構成する機器としてはオーバスペックの機器となるため、「アンダーレイ側の MTU に応じて、オーバーレイ側の TCP 通信について、MSS コントロールやバスマTU ディスカバリ等を機器において制御することによりオーバーレイ上の通信性能の低下やフラグメント発生を抑制する機能を有することを推奨とする」に修正検討をお願いします。	小規模拠点にはオーバスペック機器構成となるため	検討の結果、原案のとおりといたします。
46	意見	O2_別添資料1. 要件定義書	8	2	3	オ(キ)	3	【記載】 アプリケーションごとに優先順位付けを設定できる機能を有することを推奨する 【意見】 小規模拠点に構成する機器としてはオーバスペックの機器となるため、仕様の削除もしくは「アプリケーションごとに優先順位付けを設定できる機能を有することを任意とする」に修正検討をお願いします	小規模拠点にはオーバスペック機器構成となるため	検討の結果、原案のとおりといたします。
47	意見	O2_別添資料1. 要件定義書	8	2	3	オ(ク)	3	【記載】 総帯域幅の可用性を計算した上で動的にアプリケーションごとに帯域幅を制限できる機能を有することを推奨する 【意見】 小規模拠点に構成する機器としてはオーバスペックの機器となるため、仕様の削除もしくは「総帯域幅の可用性を計算した上で動的にアプリケーションごとに帯域幅を制限できる機能を有することを任意とする」に修正検討をお願いします	小規模拠点にはオーバスペック機器構成となるため	検討の結果、原案のとおりといたします。
48	意見	O2_別添資料1. 要件定義書	10	2	4	イ標準AP要件(キ)	3	【記載】 ここまで示した本標準 AP 要件をすべて満たしかつ、以下に示す消費電力において動作すること。AP の消費電力は、最大 21W 以下とすること。最大 14W 以下の消費電力で動作することを推奨する。なお、消費電力値については、公開されているプロダクトデータシートに記載されていない 【意見】 公開されているプロダクトデータシートに記載をメーカー発行の証明書に修正検討をお願いします	公開されているプロダクトデータシートは公表値となるため、メーカー発行の証明書の代替検討よろしくお願いたします	検討の結果、原案のとおりといたします。
49	意見	O2_別添資料1. 要件定義書	11	2	4	イ高性能AP要件(キ)	3	【記載】 ここまで示した本高性能 AP 要件を全て満たしかつ、以下に示す消費電力において動作することAP の消費電力は、最大 25.5W 以下とすること 【意見】 性能証明するために、プロダクトデータシートまたは、メーカー発行の証明書にて機能証明する事の修正検討をお願いします	プロダクトデータシートまたはメーカー発行の証明書にて機能証明の検討よろしくお願いたします	ご指摘を踏まえ、記載を修正します。
50	意見	O2_別添資料1. 要件定義書	16	2	5	イ(エ)	3	【記載】 統合管理監視システムは管理対象の機器との接続において、IPv6/IPv4 双方に対応すること。IPv6 での接続においては、IPv6 のみでの動作が可能で、制御信号等で IPv4 での接続などを補助的に必要としないこと。 【意見】 「IPv6 での接続においては、IPv6 のみでの動作が可能で、制御信号等で IPv4 での接続などを補助的に必要としないこと」の削除が推奨とすることに修正検討をお願いします	IPv6/IPv4 双方で補完しえるように仕様の検討よろしくお願いたします	ご指摘を踏まえ、記載を修正します。
51	意見	O2_別添資料1. 要件定義書	16	2	5	イ(ケ)	3	【記載】 ネットワーク等を監視するシステムが取得した監視データは、JSON 形式のデータとして、当庁からの要求に応じリアルタイムでエクスポートできるように構成すること。また、当庁の指定するデータ転送ツールをインストールし稼働させ、GSS 統合監視システムに自動で連携すること。なお、GSS 統合監視システム及びツールの詳細については閲覧資料にて提示する 【意見】 「当庁からの要求に応じリアルタイムでエクスポートできるように構成すること」を当庁からの要求に応じエクスポートできるように構成する」に修正検討よろしくお願いたします	JSON形式のデータ形成が必要なため、要求に応じてエクスポートの検討よろしくお願いたします	ご指摘を踏まえ、記載を修正します。
52	意見	O2_別添資料1. 要件定義書	17	2	6	エ	2	【記載】 設置されるラックは、当庁が許可する場合を除き、施錠可能なラックとすること。また、施錠に使用する鍵の複製には当庁の承認が必要 2 であること。かつ親子カギ形式（親カギを用いて、子カギの施錠を開錠できること）に対応すること 【意見】 施錠可能ラックの鍵は別々の鍵として親子カギ形式（親カギを用いて、子カギの施錠を開錠できること）の記載削除を検討をお願いします。	ラック毎の鍵管理の検討よろしくお願いたします	検討の結果、原案のとおりといたします。

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
53	意見	O2_別添資料1. 要件定義書	19	2	7	ウ(ア)	3	【記載】 '(ア)「内閣府等」は現行環境でそれぞれに個別部局 LAN をもつ2部局からなるが、ネットワーク構築時にも各部局はそれぞれに異なるオーバーレイとすること。 【意見】 既存業者しか知り得ない機密情報の範囲と想定しております、調達範囲から全文削除をお願いします	既存業者しか知り得ない機密情報の範囲と想定しております、調達にあたり公平性を欠きます。 調達範囲から全文削除をお願いします	本記載は、今回本調達で新規に構築する範囲における必要要件となるため、記載のとおりとします。
54	意見	O2_別添資料1. 要件定義書	19	2	7	ウ(イ)	3	【記載】 '(イ) 各部局 LAN のオーバーレイは、既存の内閣府・内閣官房の GSS ネットワークを経由して、内閣府の特定の個別システムと通信できること。 【意見】 既存業者しか知り得ない機密情報の範囲と想定しております、調達範囲から全文削除をお願いします	既存業者しか知り得ない機密情報の範囲と想定しております、調達にあたり公平性を欠きます。 調達範囲から全文削除をお願いします	本記載は、今回本調達で新規に構築する範囲における必要要件となるため、記載の通りとします。
55	意見	O2_別添資料1. 要件定義書	19	2	7	ウ(ウ)	3	【記載】 '(ウ) 同一拠点に移行対象の2部局が存在する場合は、図3のとおり、コアスイッチ等を共有し、機器設定によって異なるオーバーレイに分けるものとする。 【意見】 既存業者しか知り得ない機密情報の範囲と想定しております、調達範囲から全文削除をお願いします	既存業者しか知り得ない機密情報の範囲と想定しております、調達にあたり公平性を欠きます。 調達範囲から全文削除をお願いします	本記載は、今回本調達で新規に構築する範囲における必要要件となるため、記載の通りとします。
56	意見	O2_別添資料1. 要件定義書	19	2	7	ウ(エ)	3	【要件定義書の記載】 (エ) 本調達で構築する2部局それぞれのネットワークから、内閣府の既存 GSS 環境にある個別システムと通信できるよう、適切に DNS 設定を行うこと。 【意見】 既存業者しか知り得ない機密情報の範囲と想定しております、調達範囲から全文削除をお願いします	既存業者しか知り得ない機密情報の範囲と想定しております、調達にあたり公平性を欠きます。 調達範囲から全文削除をお願いします	本記載は、今回本調達で新規に構築する範囲における必要要件となるため、記載の通りとします。
57	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	15	2	4	エ(ホ)E	1	【要件定義書上の記載】 受注者は、デジタル庁が全省庁をシングルテナントで収容するEntraDにて運用していることを前提とし、Graph APIによるスロットリング制限発生時においても、運用影響を受けないようにする仕組みを提案すること。 【質問】 運用影響を受けないようにする仕組みとは、スロットリング制限発生時において、端末の状況変化は検知できないため検知できるまで現状動作を継続することにより運用影響がないとする理解でよいでしょうか？	調達仕様確認のため。	ご指摘を踏まえ、より明確な記載に修正いたします。
58	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	16	2	5	イ(ウ)	1	【要件定義書上の記載】 統合管理監視システムは、個別のシステムとして GSSDC もしくは、GSSDC と閉域接続されているISMAP 認定クラウド上に構築され、当該システムは外部サービスとの接続を必要としないこと。 【質問】 GSSDCと閉域接続されているISMAP認定クラウド上に新規構築できますでしょうか	調達仕様を明確にするため	ご認識のとおりです。なお、ご指摘を踏まえ、記載を修正いたします。
59	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	16	2	5	イ(ウ)	1	【要件定義書上の記載】 統合管理監視システムは、個別のシステムとして GSSDC もしくは、GSSDC と閉域接続されているISMAP 認定クラウド上に構築され、当該システムは外部サービスとの接続を必要としないこと。 【質問】 GSSDCと閉域接続されているISMAP認定クラウド上に新規構築できる場合の費用負担（回線費用及びシステムリソース費用等）は受注業者になるかと思いますが ISMAP 認定クラウドのサービス提供費用を開示いただけますでしょうか	調達仕様を明確にするため	各CSP事業者にお問い合わせください。
60	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	18	2	7	ア	1	【要件定義書上の記載】 認証認可処理部の必須要件を動作実証映像として取りまとめ提案書とともに提出すること 【質問】 動作実証映像は以下の技術要件を示す内容を提出するという理解でよいでしょうか？ ホ) 技術要件は以下のとおりである。 A EAP-TLS等におけるクライアントの電子証明書に付帯する失効確認ができること。当庁では、SCEP方式を使用したSCEPmanサービスにて電子証明書発行管理をおこなうため、EAP-TLSにおけるSECPmanが発行するクライアント証明書の失効確認プロセスにおいて、SECPmanが提供するOCSP方式による証明書失効を確認できなければならない。 B 接続（利用中）中の認証済みホスト機器に対して、接続中止（遮断）を手動で適用できること。 C EntraDにて認証したユーザーに対して発行されたトークンをGraphAPI等にて継続的アクセス評価1（以下CAEとする）し、トークンの失効が生じた場合は、ユーザーに紐づく端末に対して、IPv4及びIPv6アクセス制御の実施、及び、APが有線LAN（レイヤー2）へのブリッジ先VLAN番号の変更を実施できること。 D 接続中のデバイスに紐づくIntune Device IDによるコンプライアンス準拠をGraph APIやNAC API等にて継続的にチェックし、非準拠・準拠の状況に応じて、IPv4及びIPv6アクセス制御の実施、及びAPが有線LAN（レイヤー2）へのブリッジ先VLAN番号の変更を実施できること。 E 前項における「継続的にチェック」とは、以下のように定める要件をみたとすこととする 1）項Cにおいて、CAEにより発生するイベントに応じて、アクセストークンが失効した場合、以下の目標以内に追従できること。5分以内（推奨）15分以内（必須） 2）項Dにおいて、コンプライアンス準拠確認の間隔の目標値は以下の通りとする。特定の区間 1項番 5分以内（推奨）15分以内（必須）なお、上記時間はチェックの時間であり、VLAN変更等の時間は含まない。受注者は、当庁が全省庁をシングルテナントで収容するEntraDにて運用していることを前提とし、Graph APIによるスロットリング制限発生時においても、運用影響を軽減する仕組みを提案すること。 F 省内ネットワークに接続する端末を一元的に監視、トラブルシュート、レポートを提供可能なシステムを提供すること。	調達仕様確認のため。 別添資料9が無く動作実証映像の提出内容が不明確であるため	別添資料9. 提案書作成要領に詳細を記載しますのでご確認ください。
61	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	19	2	7	ウ(ア)	1	【要件定義書の記載】 '(ア)「内閣府等」は現行環境でそれぞれに個別部局 LAN をもつ2部局からなるが、ネットワーク構築時にも各部局はそれぞれに異なるオーバーレイとすること。 【質問】 既存機器を使用して設定変更となりますでしょうか、構成及び設計情報の開示をお願いします	対応範囲を明確にするため	既存機器は使用しない想定です。
62	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	19	2	7	ウ(イ)	1	【要件定義書の記載】 '(イ) 各部局 LAN のオーバーレイは、既存の内閣府・内閣官房の GSS ネットワークを経由して、内閣府の特定の個別システムと通信できること。 【質問】 既存機器を使用して設定変更となりますでしょうか、構成及び設計情報の開示をお願いします	対応範囲を明確にするため	既存機器は使用しない想定です。

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
63	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	19	2	7	ウ(ウ)	1	【要件定義書の記載】 (ウ) 同一拠点に移行対象の2部局が存在する場合は、図3のとおり、コアスイッチ等を共有し、機器設定によって異なるオーバーレイに分けるものとする。 【質問】 既存機器を使用して設定変更となりますでしょうか、構成及び設計情報の開示をお願いします	対応範囲を明確にするため	既存機器は使用しない想定です。
64	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	19	2	7	ウ(エ)	1	【要件定義書の記載】 (エ) 本調達で構築する2部局それぞれのネットワークから、内閣府の既存 GSS 環境にある個別システムと通信できるよう、適切に DNS 設定を行うこと。 【質問】 既存機器を使用して設定変更となりますでしょうか、構成及び設計情報の開示をお願いします	対応範囲を明確にするため	既存機器は使用しない想定です。
65	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	24	(付録A)	オ	(イ)	1	【要件定義書の記載】(イ) TY08 における利用可能な空間・電源・空調要件は、以下の通りである。 A 電源：交流 50Hz 100V/30A (NEMA L5-30A) および、交流 50Hz 200V/30A (NEMA L6-30A) をそれぞれ2系統にて提供するが、利用可能な電力の上限は、合計 4kVA までである。なお、4kVA を超える場合は、1次系からの電力工事が必要となるため、現地調査を行い実現可能な提案を行うこと 【質問】 上記記載から4kVAを超える場合は1次系工事を行うことで増設できるものと思いますが、P25に「この電力を超える場合は、当該 DC の利用はできない点に留意すること。」の記載がございます、どちらになりますでしょうか	調達仕様を明確にするため 4kVAを超える場合は1次系からの工事 で対応できる一方で4kVA以上は利用できないの記載あったため	ご指摘を踏まえ、記載を修正します。
66	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	24	(付録A)	オ	(イ)	1	【要件定義書の記載】 (イ) TY08 における利用可能な空間・電源・空調要件は、以下の通りである。 A 電源：交流 50Hz 100V/30A (NEMA L5-30A) および、交流 50Hz 200V/30A (NEMA L6-30A) をそれぞれ2系統にて提供するが、利用可能な電力の上限は、合計 4kVA までである。なお、4kVA を超える場合は、1次系からの電力工事が必要となるため、現地調査を行い実現可能な提案を行うこと。 B 空間：19 インチラック 38U 空間、奥行き 1000mm ケージナット仕様 C ラック間側面板あり・取外し不可 / 通線口なし、 D ラック天板 通線口なし E ラック底板 通線口前・後2か所 F 空調：前吸気後ろ排気想定、当庁が供する電源を通信機器等において消費した場合における発熱を回収できるに十分な空調 G 許容荷重 600kg 【質問】 ラックは何基利用できますでしょうか	調達仕様を明確にするため	ラックは1基利用可能です。
67	質問	O3-1_別添資料1_拠点一覧	-	-	-	-	1	各拠点毎のGSS接続端末数について開示いただけますでしょうか。	ご提案に向け機器スペックを検討するため	閲覧資料をご確認ください。
68	質問	O3-1_別添資料1_拠点一覧	-	-	-	-	1	拠点番号3,拠点Cは機器導入台数が0台となります。 既存機器利用となりますでしょうか、既存機器利用の場合は導入機器及び設計情報の開示をお願いします	対応範囲を明確にするため	ご指摘を踏まえ、記載を修正します。
69	質問	O3-1_別添資料1_拠点一覧	-	-	-	-	1	備考欄に指定業者が施工を行うと記載ございます。 機器提供のみで設計、構築、設置、配線工事は行わない認識でよろしいでしょうか	対応範囲を明確にするため	受注者には機器提供及び設計、指定事業者と連携した導通確認まで対応いただく想定です。
70	質問	O3-1_別添資料1_拠点一覧	-	-	-	-	1	備考欄に指定業者が一部施工を行うと記載ございます。 施工指定業者は何処まで対応してくれるのでしょうか、責任分岐点を明確にしてください	対応範囲を明確にするため	閲覧資料をご確認ください。
71	意見	O2_別添資料1. 要件定義書	7	2	3	エ(イ)	3	【書類上の記載】 多拠点間接続サービス:任意のオーバーレイ拠点機器、オーバーレイ集約機器の中から任意の3点間以上において、帯域共有型の仮想イーサネット回線を構成できること。また、各点において、各セグメント上のイーサネット層でのノード識別子たるMACアドレスを取りまとめたデータベース (FDB等) を構成し、これらのデータベースに基づき、宛先たるMACアドレスを有する点へショーテストパス転送できること。また、多拠点間冗長構成を目的とした多拠点間で連携するポートブロッキング機能を有すること。ショーテストパス転送とは、アンダーレイ転送においてオーバーレイ集約機器を経由することなく宛先たるMACアドレスを有する点へ転送することである。 【意見】 「また、多拠点間冗長構成を目的とした多拠点間で連携するポートブロッキング機能を有すること。」 上記記載の表現について、ポートブロッキング機能ではなく、別アーキテクチャによるL2ループ防止を実現しているため、以下の表現に変更をお願いいたします。 「また、多拠点及び冗長構成でのL2ループを防止する機能を有すること。」	機能的な公平性の観点から	ご指摘を踏まえ、記載を修正します。
72	意見	O2_別添資料1. 要件定義書	15	2	4	エ(ホ)C	1	【資料上の記載】 EntralDにて認証したユーザーに対して発行されたトークンを GraphAPI 等にて継続的アクセス評価 (以下 CAE とする) し、トークンの失効が生じた場合は、ユーザーに紐づく端末に対して、IPv4 及び IPv6 アクセス制御の実施、及び、AP が有線 LAN (レイヤー2) へのブリッジ先VLAN 番号の変更を実施できること。 【意見】 先の「トークンの失効を確認する」ことは推奨要件に変更していただけないでしょうか?もしくは、以下の文言を要件緩和文言として追加いただけないでしょうか。 「先の「トークンの失効を確認する」方式を提案できない場合は、マイクロソフト社が示すトークンの無効4要件 およびリフレッシュトークンを GraphAPI等にて継続的にチェックし、4要件の何れかを満たす場合は、トークンが失効した場合、同様のアクセス制御をおこなうこと。」	マイクロソフト社EntralDのCAE機能と連動して、ネットワークの認可を変更できる製品は非常に限定的となり、応札可能な製品が限定されます。幅広い製品選定を可能とするため、本仕様緩和をお願いいたします。	ご指摘を踏まえ、記載を修正します。
73	意見	O2_別添資料1. 要件定義書	15	2	4	エ(ホ)E	1	【資料上の記載】 前項における「継続的にチェック」とは、以下のように定める要件をみだすこととする 1) 項 C において、CAE により発生するイベントに応じて、アクセストークンが失効した場合、以下の目標以内に追従できること。 【意見】 本要件については推奨要件に変更していただけないでしょうか?もしくは、以下の文言に修正いただけないでしょうか。 「1) 項 C において、CAE により発生するイベントに応じて、アクセストークンが失効した場合、以下の目標以内に追従できること。当該トークンの失効を確認できない場合は、トークンの無効4要件、リフレッシュトークン失効のいずれかを検知した場合、以下の目標以内に追従できること。」	15. 2.4.エ(ホ)-Cの「トークンの失効を確認する」にて別途意見をさせていただいております文言をご採用いただける場合は、本要件についても変更をお願いいたします。	ご指摘を踏まえ、記載を修正します。

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
74	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	7	2	3	オ(イ)	1	<p>【書類上の記載】 多拠点間接続サービス:任意のオーバーレイ拠点機器、オーバーレイ集約機器の中から任意の3点間以上において、帯域共有型の仮想イーサネット回線を構成できること。また、各点において、各セグメント上のイーサネット層でのノード識別子たるMACアドレスを取りまとめたデータベース(FDB等)を構成し、これらのデータベースに基づき、宛先たるMACアドレスを有する点へショーテストパス転送できること。また、多拠点間冗長構成を目的とした多拠点間で連携するポートブロッキング機能を有すること。ショーテストパス転送とは、アンダーレイ転送においてオーバーレイ集約機器を経由することなく宛先たるMACアドレスを有する点へ転送することである。</p> <p>【質問】 「多拠点間冗長構成を目的とした多拠点間で連携するポートブロッキング機能」とは</p> <ul style="list-style-type: none"> • 拠点が3拠点存在する場合に、3拠点それぞれが接続されるようなループ構成において、L2ループを防止する機能 • ある拠点においてオーバーレイ拠点機器またはオーバーレイ集約機器が2台構成で冗長されている場合に、L2ループを防止する機能 <p>上記の2つの観点を含む機能である理解でよろしいでしょうか？</p>	要件を明確にするため	ご指摘の項においては、「拠点が3拠点存在する場合に、3拠点それぞれが接続されるようなループ構成において、L2ループを防止する機能」を満たす必要があります。たとえば、拠点A,B,Cにおいて、仮想イーサネット回線を構成した場合、BとCに別のイーサネット回線サービスなどで相互接続した場合、「仮想イーサネット回線」と「別のイーサネット回線」をまたがってループが発生します。これを防止する機能を具備してください。例えば、C側をブロックし、B側のリンクダウン時にC側のブロックを解除するといったような手法などです。
75	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	15	2	4	エ(ホ)C	1	<p>【資料上の記載】 EntraIDにて認証したユーザーに対して発行されたトークンをGraphAPI等にて継続的アクセス評価(以下CAEとする)し、トークンの失効が生じた場合は、ユーザーに紐づく端末に対して、IPv4及びIPv6アクセス制御の実施、及び、APが有線LAN(レイヤー2)へのブリッジ先VLAN番号の変更を実施できること。</p> <p>【質問】 継続的アクセス評価とは、MS CAEによる動作のみではなくGraphAPI等を利用した他の手法であっても問題はないでしょうか？</p>	要件を正しく理解したいため	現状のEntraIDにおいては、SSEが公開されていないため、GraphAPIなどにて、APIを利用したトークンの有効性を確認する方法に頼るものと認識しており、このような記載としております。そのほかの手法がある場合は、トークンの失効を確実に確認できる仕組みをご提案いただく必要がある認識です。
76	意見	O1_調達仕様書	20	7	1	エ	3	<p>(イ)「プロジェクト管理者(プロジェクトマネージャ)の条件として、「ii 5年以上のプロジェクト管理経験を有する、かつ、プロジェクト管理に関する次のいずれか又は相当する資格を有すること。」と記載がございますが、以下のように変更いただけないでしょうか。</p> <p>変更案) 「ii 10年以上のプロジェクト管理経験を有する、もしくは5年以上のプロジェクト管理経験を有する、かつ、プロジェクト管理に関する次のいずれか又は相当する資格を有すること。」</p>	資格保有者のみの場合、要員工数の単価が上がり、初期コストに影響が出るため。	回答の結果、原案のとおりとします。
77	意見	O4_別添資料2. SLA項目一覧	6	3	4	-	2	<p>代替機交換による復旧時間を以下のように変更いただけないでしょうか。</p> <p>代替機交換による復旧時間: ・DC拠点など 24時間以内 ・整備拠点 72時間以内</p>	過去の類似案件と比較して、運用体制の強化が必要になると考えられ、コストに影響が出るため。	ご指摘を踏まえ、記載を修正します。
78	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	10	2	4	イ AP及びWLC部の技術要件(ク)	1	<p>◆対象箇所: 「(ク) APは、標準APと高性能APの2種を定め、標準APでの整備を必須とし、利用密度が高いエリア等においては、高性能APの提案を推奨する。」</p> <p>◆質問内容: 利用密度が高いエリア等を把握することができる資料などを資料閲覧等で確認することは可能でしょうか。</p>	ご提案内容を精査するため。	ご指摘を踏まえ、記載を修正します。
79	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	11	2	4	ウ	1	<p>◆対象箇所: 「エッジスイッチは、収容するAPの稼働に必要な電力供給をできなければならない。また、AP数及び、複合機等に必要の有線の数、基幹部やフロアスイッチへのアップリンクを考慮し、エッジスイッチのポート数を決定しなければならない。」</p> <p>◆質問内容: 無線AP以外に必要な有線ポート数は、別添資料1_別紙1の「接続確認が必要時な複合機・プリンタ等数」を参考に試算するものと認識しております。各拠点のフロアごとの必要有線ポート数もご教示いただけないでしょうか。</p>	機種選定のため。	閲覧資料をご確認ください。
80	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	19	2	7	ウ(イ)	1	<p>◆対象箇所: 「(イ) 各部署LANのオーバーレイは、既存の内閣府・内閣官房のGSSネットワークを経由して、内閣府の特定の個別システムと通信できること。」</p> <p>◆質問内容: 本案件にて構築するネットワークから、既存の内閣府・内閣官房のGSSネットワークを経由して、内閣府の特定の個別システムに通信を実施する場合、既存の内閣府・内閣官房のGSSネットワークへの設定追加などが発生することが想定されますが、そちらの費用は本調達の範囲外という認識でよろしいでしょうか。(本案件受託者は、既存の内閣府・内閣官房のGSSネットワークに依頼したい設定追加などの内容の提示までの想定です。)</p>	ご提案範囲の精査のため。	ご認識のとおりです。
81	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	19	2	7	ウ(エ)	1	<p>◆対象箇所: 「(エ) 本調達で構築する2部署それぞれのネットワークから、内閣府の既存GSS環境にある個別システムと通信できるよう、適切にDNS設定を行うこと。」</p> <p>◆質問内容: 上記のDNSというのは、GSSのDNSと認識しております。その場合、本案件受託者としては、GSSのDNSに実施いただきたい設定内容(レコード情報等)の提示のみで、実際にGSSのDNSを操作するということが本調達の範囲外の認識でよろしいでしょうか。</p>	ご提案範囲の精査のため。	ご認識のとおりです。
82	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	25	(付録A)		オ(イ)	1	<p>◆対象箇所: 「…ラックでの消費電力は、4kVA以下でなければならない。この電力を超える場合は、当該DCの利用はできない点に留意すること。」</p> <p>◆質問内容: 前頁(24)のオ(ア)を拝見すると、一次電源工事が実現できれば、4kVA以上もご提案の範囲になるように読み取れますが、ご提案構成としてはラック消費電力を4kVA以下にすることが望ましいという理解でよろしいでしょうか。</p>	機種選定のため。	ご指摘を踏まえ、記載を修正します。
83	質問	O3-1_別添資料1_拠点一覧	-	-	-	-		<p>◆対象箇所: 「備考欄の“一部施工は指定事業者が行う。”及び“施工は指定事業者が行う”」</p> <p>◆質問内容: 上記の記載がある拠点に関しては、本案件受託事業者としては、LAN配線作業、機器設置などのLAN工事を上記指定事業者様への委託が必要になるという理解でよろしいでしょうか。</p>	機種選定のため。	ご認識のとおりです。
84	質問	O3-1_別添資料1_拠点一覧	-	-	-	-		<p>◆対象箇所: 「備考欄の“一部施工は指定事業者が行う。”及び“施工は指定事業者が行う”」</p> <p>◆質問内容: 項番6の質問とも関連しますが、項番6の認識が良い場合、ご提案時に指定事業者様との役割分担などを明確にする必要があると考えておりますが、資料閲覧等にて、指定事業者様のご連絡先を確認させていただくことは可能なのでしょうか。</p>	ご提案範囲の精査のため。	閲覧資料をご確認ください。
85	質問	O3-1_別添資料1_拠点一覧	-	-	-	-		<p>◆対象箇所: 「拠点c」</p> <p>◆質問事項: 想定機器の数量が記載されておりませんが、誤記になりますでしょうか。</p>	ご提案範囲の精査のため。	ご指摘を踏まえ、記載を修正します。
86	質問	O4_別添資料2. SLA項目一覧	6	3	4			<p>◆対象箇所: 表3 項番5及び9の「セキュリティ障害」</p> <p>◆質問内容: セキュリティ障害は、受注者起因と、受注者起因以外の2つの観点があると思われませんが、当該項目は2つの観点が含まれるという認識でよろしいでしょうか。</p>	ご要件を正しく理解するため。	ご認識のとおりです。

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
87	質問	04_別添資料2. SLA項目一覧	6	3	4			◆対象箇所： 表3 項番8「DC拠点など」と「整備拠点」 ◆質問内容： 本案件において、対象となる拠点はTY08、OSA2及び別添資料1_別紙1_拠点一覧に記載の8拠点が該当になると認識しておりますが、TY08とOSA2が「DC拠点など」に該当し、それ以外の別添資料1_別紙1_拠点一覧に記載の8拠点は、「整備拠点」に該当するという理解でよろしいでしょうか。	ご要件を正しく理解するため。 また、運用時の要員計画にも関係するため。	ご指摘を踏まえ、記載を修正します。
88	意見	01_調達仕様書	20	7	1	エ(ア)	1	(ア) 統括責任者の条件に、「10年以上のプロジェクト管理経験を有する、若しくはプロジェクト管理に関する次のいずれか又は相当する資格を有すること。」と記載がありますが、本件の規模を鑑み、「5年以上のプロジェクト管理経験を有すること」への仕様緩和をご検討願います。	本調達の内容に沿った資格要件とするため	検討の結果、原案のとおりといたします。
89	意見	01_調達仕様書	22	7	3	オ		「閲覧資料を確認のうえ、必要に応じて、受注者は工事前に石綿調査を実施すること。調査の結果、石綿がある拠点については、適切な対策を講じたうえで工事を実施すること」とありますが、石綿対策工事は本工事外として頂けないでしょうか	石綿調査の結果により費用が大幅に変動することが想定されるため	検討の結果、原案のとおりといたします。
90	質問	01_調達仕様書	19	7	1	ウ	1	「受注者は、本調達の履行が可能な体制として、完了までの全工程を継続することが可能な要員（統括責任者、プロジェクト管理者（プロジェクトマネージャ）、プロジェクトメンバ、その他必要に応じて監理技術者等）を配置すること。」と記載がありますが、管理技術者とは、どのような役割およびどのような条件となった場合に必要となるのでしょうか。	プロジェクト体制および要員配置を組むために必要なため	「監理技術者」は建築業法第26条の2で定義づけられております。当該記載は、「監理技術者」の配置をはじめ、適法な要員配置で施工することを求めるものです。